

生命保険加入は法人が有利

生命保険に法人で加入することによる有利性について、以下ご説明します。

1. 個人契約を法人契約に変更することにより内部留保増加

法人の役員が個人で負担する生命保険は、法人から支給される給料(役員報酬)から社会保険料や所得・住民税などが控除された、いわゆる「税引き後の可処分所得」から負担することになりますが、所得から控除できる金額は所得税で最大5万円しかありません。ところが、定期保険などの保障型であれば同じ内容で法人契約にすると、保険料の全額又は1/2等を損金算入することができますので、「税引き前の利益」に保険料を負担させることができます。

ここで具体的な事例によりその効果を説明します。

(前提条件)

現状給料月額50万円、生命保険料月額6万円を、役員報酬月5万円減らし、個人の生命保険料(全額損金)月5万円を法人契約に変更する。

(単位：千円)

	現状	対策後
給料年額	6,000	5,400
所得・住民税	319	252
個人社会保険料	702	631
生命保険料	720	120
年間手取額	4,259	4,397
法人社会保険料	702	631

(効果)

法人が支給する給料が50万円 45万円
新たに負担する保険料 0 5万円
法人の損金算入額はそのままで、給料引下げによ

り、役員個人の所得・住民税及び法人・個人双方の社会保険料負担の軽減で、個人の手取が増加し、個人・法人で合計約21万円の内部留保が増加することになりました。

2. 将来の退職金準備

法人で生命保険に加入する目的は、本来の万が一の場合の「保障」はもちろんのこと、損金算入することができるが解約時の返戻金もある保険を使った「節税(利益の繰延べ)」、将来の「退職金の準備」と大きく3つに分かれます。

ここでは、目的を「節税」と「退職金準備」に重点をおいて、検証していきたいと思います。

(前提条件) 保険種類: 定期保険 契約者: 法人 被保険者: 会社役員 45歳男性
保険金受取人: 法人 保険金額: 1億円 年払いで某保険会社の商品を基に試算

全額損金算入タイプ

経過年数	累計保険料	解約時受取額	返戻率
1年後	141万円	50万円	35.8%
3年後	423万円	249万円	58.9%
5年後	705万円	445万円	63.2%
10年後	1,410万円	895万円	63.5%
20年後	2,820万円	1,587万円	56.3%

1/2 損金算入タイプ

累計保険料	解約時受取額	返戻率
268万円	176万円	66.2%
803万円	636万円	79.4%
1,337万円	1,106万円	82.8%
2,674万円	2,312万円	86.5%
5,348万円	4,873万円	91.1%

(解説) 全額損金算入タイプは支払保険料の全額が損金算入されますので、累計保険料額のうち、仮に法人の税率を40%とすると、40%の法人税等が軽減され、内部留保することができます。10年後で税金の軽減額を含めた実質返戻率は、**103%**{(1,410万円×40%+895万円)÷1,410万円}となります。同様に、1/2 損金タイプの20年後では **111%**{(5,348万円×1/2×40%+4,873万円)÷5,348万円}となります。従って、保険料を損金に落としながら含み益として将来の退職金の積み立てをすることができます。一方、保険を解約したときの返戻金による益金は、退職金支払いの損金と相殺することができますので、事実上の利益の繰延べといえます。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail: nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

URL: <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>